Rosa L.	RADJAPSAR	京成バラ園芸株式会社 東京都墨田区八広一丁目15番３号	第32912号 平成30年３月１日
Triticum aestivum L.	はる風ふわり	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第32943号 平成30年３月12日

○農林水産省告示第千三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町上呂字門洞二八七二（次の図に示す部分に限る。）、二八六九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町小那比字上谷口五五五一、五五五四の一、五五五九の一、五五五九の二、五五六一の一、五五六一の二、五五六二、五五六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字佛ケ後字深谷二〇、二一、二五、二七、三一、三三、字小深谷一一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、九五から九七まで、一〇〇から一〇三まで、一〇八、一〇九、大字大杉字石ケ木戸三一七、三二二から三二八まで、字柳栄三三一から三三三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字大明司字粥谷一九二一の二、一九二二の一、一九二二の二、一九二三、一九二四の一から一九二四の三まで、一九二五の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字粥谷一九二一の二・一九二二の一・一九二二の二・一九二三・一九二四の一・一九二四の三・一九二五の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区多田字上野五三九の七から五三九の一四まで、五三九の一六の一、五三九の一六の二の一、字谷ケ六九二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上野五三九の一三（次の図に示す部分に限る。）、五三九の一六の一、五三九の一六の二の一、字谷ケ六九二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　香川県木田郡三木町大字奥山字戸川二七七九の一、字津柳下二七七八の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び三木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県盛岡市新庄字小貝沢一一〇の六、一一〇の一五、一一〇の二三から一一〇の二五まで、字中津川一の二、二の一